

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 45 年 3 月 31 日条例第 18 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、心身障害者を扶養している者の相互扶助の精神に基づき兵庫県心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）を設け、心身障害者を扶養している者が死亡し、又は身体に障害がある状態となつた後において心身障害者に年金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来独立して生活することが困難であると認められるものをいう。

- （1） 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
- （2） 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 3 級までの障害を有する者
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前 2 号に掲げる者と同程度と認められるもの

2 この条例において「心身障害者を扶養している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、主としてその者の収入により心身障害者の生計を維持しているものをいう。

- （1） 心身障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- （2） 心身障害者の配偶者以外の親族
- （3） 心身障害者のために特に知事が必要と認めた者

3 この条例において、「加入者」とは、第 5 条第 1 項の規定により共済制度に加入することについて承認を受けた者をいう。

4 この条例において「身体に障害がある状態」とは、別表第 1 に掲げる身体上の障害の状態をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- （1） 加入又は口数の追加（以下「口数追加」という。）の承認を受けた日（以下「承認を受けた日」という。）前の原因により承認を受けた日以後において加入者に別表第 1 に掲げる身体上の障害が生じた場合
- （2） 承認を受けた日前の原因により承認を受けた日以後において加入者に別表第 2 に掲げる身体上の障害が生じた場合において、その障害が生じた身体の同一部位（上肢及び下肢は、身体の同一部位とする。次号において同じ。）に新たな障害が加重して別表第 1 に掲げる身体上の障害が生じたとき。
- （3） 承認を受けた日前に既に別表第 2 に掲げる身体上の障害を有していた者について、

承認を受けた日以後において既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して別表第1に掲げる身体上の障害が生じた場合

(機構との契約)

第3条 県は、共済制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)と独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「法」という。)第12条第3項に規定する保険約款に基づく保険契約(以下「保険契約」という。)を締結するものとする。

(加入資格)

第4条 共済制度に加入することができる者は、心身障害者を扶養している者であつて、加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、新たに県の区域(神戸市の区域を除く。以下同じ。)内に住所を有することとなつた者で、その直前まで他の地方公共団体が実施する法第12条第2項に規定する心身障害者扶養共済制度(機構と保険契約を締結しているものに限る。以下「他の共済制度」という。)に加入していたものが引き続き共済制度に加入する場合においては、この限りでない。

- (1) 県の区域内に住所を有すること。
- (2) 65歳未満であること。
- (3) 特別の疾病又は障害がなく、法第12条第4項に規定する生命保険契約(以下「生命保険契約」という。)の被保険者となり得ること。

(加入)

第5条 共済制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより加入の申込みをし、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の加入の申込みを受理した場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、これを承認しなければならない。

- (1) 前項の加入の申込みをした者(以下「加入の申込者」という。)が、前条に定める加入資格を有しない者であるとき。
- (2) 同一の心身障害者について、既に加入者があるとき、又は同時に2人以上の者から前項の加入の申込みがあつたとき。

(口数追加)

第5条の2 加入の申込者又は加入者は、規則で定めるところにより知事に口数追加の申込みをすることができる。

2 知事は、前項の口数追加の申込みを受理した場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、これを承認しなければならない。

- (1) 前項の口数追加の申込みをした者が、第4条第2号及び第3号に掲げる要件に該当しない者であるとき。
- (2) 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数追加がされているとき。

(掛金の納付)

第6条 加入者（口数追加の承認を受けた加入者（以下「口数追加加入者」という。）で、身体に障害がある状態となつたが第2条第4項ただし書に該当するため、第16条第1項第2号ただし書の規定により、加入者としての地位を失わないもの（以下「特定口数追加加入者」という。）を除く。）は、規則で定めるところにより、加入者となつた日の属する月から第16条第1項各号に掲げる事由が生じた日又は同条第3項の規定により共済制度から脱退させられた日の属する月までの間、別表第3(1)の部に定める額の掛金を県に納付しなければならない。ただし、共済制度の加入期間が引き続き20年以上の加入者で、その年齢が65歳以上に達した日以後最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達しているものは、当該掛金の納付を要しない。

- 2 前項に規定するもののほか、口数追加加入者は、規則で定めるところにより、口数追加の承認を受けた日の属する月から、別表第3(2)の部に定める額の掛金を県に納付しなければならない。ただし、口数追加の期間（以下「口数追加期間」という。）が引き続き20年以上の加入者で、その年齢が65歳以上に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達しているものは、当該掛金の納付を要しない。
- 3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たっては、第4条ただし書の規定の適用を受けて加入者となつた者については、当該他の共済制度の加入期間又は口数追加期間は、共済制度の加入期間又は特約条項若しくは口数追加条項の付加された期間とみなす。
- 4 第1項の規定による掛金又は第2項の規定による掛金で既に納付されたものは、返還しない。

(掛金の免除等)

第7条 知事は、県の区域内に住所を有する加入者が貧困その他の理由により前条第1項の掛金を納付することが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、掛金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(年金の支給)

第8条 県は、心身障害者の生存中にその加入者が死亡し、又は身体に障害がある状態となつたときは、規則で定めるところにより、当該心身障害者に対して、月額2万円の年金を支給する。

- 2 前項の加入者が口数追加加入者（特定口数追加加入者を除く。）である場合には、県は、

同項の心身障害者に対して、月額2万円の年金を別に支給する。

- 3 前2項により支給する年金（以下「年金」という。）は、加入者が死亡し、又は身体に障害がある状態となつた日の属する月から第13条の規定により年金の支給を受ける権利が消滅した日の属する月まで支給する。
- 4 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により県が保険契約に基づき機構から当該加入者に係る給付金の支給を受けられなかつたときは、当該加入者が扶養していた心身障害者に対しては、年金は支給しない。

（年金管理者）

第9条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、当該心身障害者に代わつて年金を受領し、管理する者（以下「年金管理者」という。）を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しておかなければならない。

- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ない者は、年金管理者となることができない。
- 3 加入者は、年金管理者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに年金管理者を変更しなければならない。
 - （1）死亡したとき。
 - （2）所在が不明になつたとき。
 - （3）前項に規定する者となつたとき。
 - （4）辞退の申出をしたとき。
- 4 知事は、第1項の場合において年金管理者が指定されないとき、又は前項の場合において年金管理者が変更されないときその他年金管理者を変更する必要があると認めるときは、年金管理者を指定し、又は変更することができる。
- 5 年金管理者が指定されている場合においては、年金は、当該年金管理者に対して支払うものとする。
- 6 加入者は、第1項の規定により年金管理者を指定したとき、第3項の規定により年金管理者を変更したとき、又は年金管理者を廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（年金の使途の制限）

第10条 年金は、その支給を受ける権利を有する心身障害者（以下「年金受給権者」という。）の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

（年金の支給の停止）

第11条 知事は、年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支

給を停止する。

- (1) 所在が1箇月以上不明のとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
- (3) 日本国内に住所を有しないとき。

(年金の支払いの差止め)

第12条 知事は、年金受給権者又は年金管理者が正当な理由がなく第17条第4項に規定する届書を提出しないときは、年金の支払いを一時差し止めることができる。

(年金受給権の消滅)

第13条 年金の支給を受ける権利は、年金受給権者が死亡したときは、消滅する。

(弔慰金の支給)

第14条 県は、加入者(特定口数追加加入者を除く。以下この項において同じ。)の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したとき、又は加入者とその扶養する心身障害者とが同時に死亡したときは、規則で定めるところにより、当該加入者(加入者とその扶養する心身障害者とが同時に死亡したときは、知事が適当と認める者)に対して、次の各号に掲げる加入期間(その死亡の日まで継続する加入期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額の弔慰金を支給する。ただし、加入期間が1年に満たない加入者については、この限りでない。

- (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき。 5万円
- (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき。 12万5千円
- (3) 加入期間が20年以上のとき。 25万円

2 前項に規定するもののほか、県は、口数追加加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したとき、又は口数追加加入者とその扶養する心身障害者とが同時に死亡したときは、規則で定めるところにより、当該口数追加加入者(口数追加加入者とその扶養する心身障害者とが同時に死亡したときは、知事が適当と認める者)に対して、次の各号に掲げる口数追加期間(その死亡の日まで継続する口数追加期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額を別に支給する。ただし、口数追加期間が1年に満たないときは、この限りでない。

- (1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき。 5万円
- (2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき。 12万5千円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき。 25万円

3 前2項の規定の適用に当たっては、第6条第3項の規定を準用する。

4 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により県が保険契約に基づき機構から当該加入者に係る給付金の支給を受けられなかったときは、第1項及び第2

項の弔慰金は支給しない。

(脱退等一時金の支給)

第14条の2 県は、加入者(特定口数追加加入者を除く。)が脱退の申出をしたときは、規則で定めるところにより、当該加入者に対して、次の各号に掲げる加入期間(その脱退の日まで継続する加入期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額の脱退等一時金を支給する。ただし、加入期間が5年に満たないとき、又は当該加入者が県の区域内に住所を有しなくなつた場合において、他の共済制度に加入したときは、この限りでない。

(1) 加入期間が5年以上10年未満のとき。 7万5千円

(2) 加入期間が10年以上20年未満のとき。 12万5千円

(3) 加入期間が20年以上のとき。 25万円

2 前項に規定するもののほか、県は、口数追加加入者が脱退の申出をしたときは、規則で定めるところにより、当該口数追加加入者に対して、次の各号に掲げる口数追加期間(その脱退の日まで継続する口数追加期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額を別に支給する。ただし、口数追加期間が5年に満たないとき、又は当該口数追加加入者が県の区域内に住所を有しなくなつた場合において、他の共済制度に加入したときは、この限りでない。

(1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき。 7万5千円

(2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき。 12万5千円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき。 25万円

3 県は、口数追加加入者が加入者となつたときの口数の減少の申出をしたときは、規則で定めるところにより、当該口数追加加入者に対して、次の各号に掲げる加入期間(その口数の減少の日まで継続する加入期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額の脱退等一時金を支給する。ただし、加入期間が5年に満たないときは、この限りでない。

(1) 加入期間が5年以上10年未満のとき。 7万5千円

(2) 加入期間が10年以上20年未満のとき。 12万5千円

(3) 加入期間が20年以上のとき。 25万円

4 県は、口数追加加入者が口数追加加入者となつたときの口数の減少の申出をしたときは、規則で定めるところにより、当該口数追加加入者に対して、次の各号に掲げる口数追加期間(その口数の減少の日まで継続する口数追加期間をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額の脱退等一時金を支給する。ただし、口数追加期間が5年に満たないときは、この限りでない。

(1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき。 7万5千円

(2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき。 12万5千円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき。 25万円

5 前各項の規定の適用に当たっては、第6条第3項の規定を準用する。

6 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により県が保険契約に基づき機構から当該加入者に係る給付金の支給を受けられなかつたときは、第1項から第4項までの脱退等一時金は支給しない。

(年金等の返還)

第15条 知事は、偽りその他不正の手段により年金又は弔慰金の支給を受けていた者があるときは、その者に対して、既に支給した年金又は弔慰金の全部又は一部を返還させることができる。

(加入者の地位の喪失等)

第16条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から加入者としての地位を失うものとする。

(1) 加入者が死亡したとき。

(2) 加入者が身体に障害がある状態となつたとき。ただし、口数追加加入者が身体に障害がある状態となつた場合において、第2条第4項ただし書に該当するときは、この限りでない。

(3) 加入者が扶養する心身障害者が死亡したとき。

(4) 加入者が脱退の申出をしたとき。

(5) 加入者が掛金を3月間滞納したとき。

(6) 加入者が県の区域内に住所を有しなくなつた場合において、他の共済制度に加入したとき。

2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月から口数追加加入者としての地位を失うものとする。

(1) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。

(2) 口数追加加入者が掛金を3月間滞納したとき。

3 知事は、加入者が偽りその他不正の手段により加入者となつたと認めるときは、その者を共済制度から脱退させることができる。

(届出)

第17条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 加入者（共済制度の加入期間が1年に満たないものに限る。）の扶養する心身障害

者が死亡したとき。

- 2 年金受給権者又は年金管理者は、年金受給権者が氏名又は住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 年金受給権者が死亡したとき。
 - (3) 年金受給権者に第 11 条各号のいずれかに該当する事由が発生し、又は消滅したとき。
- 4 年金受給権者又は年金管理者は、規則で定めるところにより、年金受給権者の現況に関する届書を知事に提出しなければならない。

(調査)

第 18 条 知事は、共済制度の適正な運営を図るため、年金受給権者又は年金管理者に対して必要な調査を行うことができる。

(年齢の計算)

第 19 条 この条例における年齢は、毎会計年度、その初日現在における年齢によるものとする。

(掛金額の調整)

第 20 条 第 6 条に定める掛金の額は、法第 12 条第 3 項に規定する保険約款に定める保険料額が改定されたときは、速やかに変更すべきものとする。

(補則)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和 45 年 3 月 31 日規則第 17 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 45 年兵庫県条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この規則において、「共済制度」、「心身障害者」、「加入者」、「身体に障害がある状態」、「口数追加」、「口数追加加入者」、「年金」、「年金管理者」又は「年金受給権者」とは、それぞれ条例第 1 条、第 2 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 6 条第 1 項、第 8 条第 3 項、第 9 条第 1 項又は第 10 条に規定する共済制度、心身障害者、加入者、身体に障害がある状態、口数追加、口数追加加入者、年金、年金管理者又は年金受給権者をいう。

（加入等の申込み）

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による加入の申込みは、兵庫県心身障害者扶養共済制度加入等申込書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出して行わなければならない。ただし、その者が条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合には、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を添えることを要しない。

- （1） 障害証明書
- （2） 加入等申込者（被保険者）告知書
- （3） 加入の申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- （4） 条例第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる場合にあっては、医師の診断書

2 条例第 5 条の 2 第 1 項の規定による口数追加の申込みは、兵庫県心身障害者扶養共済制度加入等申込書に加入等申込者（被保険者）告知書を添えて、これを知事に提出して行わなければならない。

3 知事は、第 1 項の加入の申込み又は前項の特約条項若しくは口数追加条項の付加の申込みがあった場合において、加入又は口数追加を承認したときは、兵庫県心身障害者扶養共済制度加入証書（様式第 4 号。以下「加入証書」という。）又は兵庫県心身障害者扶養共済制度口数追加証書（様式第 4 号の 2。以下「口数追加証書」という。）を、加入又は口数追加を承認しないときは加入等不承認通知書（様式第 5 号）を当該加入又は口数追加の申込みをした者に交付するものとする。

（掛金の納付方法）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の掛金及び同条第 2 項の掛金は、納入通知書により、毎月 28 日までに、当該月分を納付しなければならない。

(掛金の免除)

第5条 条例第7条の知事が掛金を納付することが困難であると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に免除する掛金の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属するとき。

掛金の全額

(2) 県民税を課せられている者がいない世帯に属するとき。掛金の10分の7に相当する額

(3) 県民税の所得割を課せられている者がいない世帯に属するとき。掛金の10分の3に相当する額

(4) 災害、疾病、失業その他特別の事情があり、加入者の属する世帯の生計の維持が困難となり、知事が掛金の全部又は一部を免除することが適当と認めたとき。前3号に準じて知事が定める額

2 前項の規定による掛金の免除を受けようとする者は、掛金免除申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。この場合において、同項第4号に掲げる場合にあっては、その事由を証する書類を添えなければならない。

(掛金の徴収の猶予)

第6条 条例第7条の規定による掛金の徴収の猶予を受けようとする者は、掛金徴収猶予申請書(様式第8号)に、徴収の猶予を受けようとする事由を証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(年金の支給の申請)

第7条 年金の支給を受けようとする者は、年金支給申請書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 加入者の死亡による場合にあっては当該加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれに代わるべき書類(当該加入者が加入又は口数追加の承認を受けた日から2年以内に死亡した場合は、死亡証明書(死体検案書))、加入者の身体に障害がある状態による場合にあっては身体障害診断書

(2) 加入者の死亡による場合にあっては当該加入者の消除された住民票の写し、加入者の身体に障害がある状態による場合にあっては当該加入者の住民票の写し

(3) 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し

(4) 加入証書又は口数追加証書

(5) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請があった場合において、年金を支給することを決定したときは、兵庫県心身障害者扶養共済制度年金証書(様式第12号。以下「年金証書」という。)を、年金を支給しないことを決定したときは年金不支給決定通知書(様式第12号の2)を当該

申請をした者に交付するものとする。

(年金の支給の停止等)

第7条の2 知事は、条例第11条の規定により年金の支給を停止するときは、年金支給停止決定通知書(様式第12号の3)を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

2 知事は、年金の支給を停止する事由が消滅したときは、年金支給停止解除決定通知書(様式第12号の4)を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

(弔慰金の支給の申請)

第8条 条例第14条第1項又は第2項の規定による弔慰金の支給を受けようとする者は、弔慰金支給申請書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 加入証書又は口数追加証書

(2) 加入者の住民票の写し又は消除された住民票の写し

(3) 心身障害者の消除された住民票の写し

2 知事は、前項の申請があった場合において、弔慰金を支給することを決定したときは弔慰金支給決定通知書(様式第14号)を、弔慰金を支給しないことを決定したときは弔慰金不支給決定通知書(様式第14号の2)を当該申請をした者に交付するものとする。

(脱退等一時金の支給の申請)

第8条の2 条例第14条の2第1項から第4項までの規定による脱退等一時金の支給を受けようとする者は、脱退等一時金支給申請書(様式第14号の3)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 加入者の住民票の写し

(2) 心身障害者の住民票の写し

2 知事は、前項の申請があった場合において、脱退等一時金を支給することを決定したときは脱退等一時金支給決定通知書(様式第14号の4)を、脱退等一時金を支給しないことを決定したときは脱退等一時金不支給決定通知書(様式第14号の5)を当該申請をした者に交付するものとする。

(脱退等の申出)

第9条 条例第16条第1項第4号に規定する脱退の申出又は同条第2項第1号に規定する口数の減少の申出は、加入者等脱退(口数減少)申出書(様式第15号)に、加入証書又は口数追加証書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(届出)

第 10 条 条例第 9 条第 6 項及び第 17 条の規定による届出は、それぞれ次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類によって行わなければならない。

- (1) 条例第 9 条第 6 項の規定による届出 年金管理者を指定したときは年金管理者指定届書（様式第 16 号）、年金管理者を変更したときは年金管理者変更届書（様式第 17 号）、年金管理者を廃止したときは年金管理者廃止届書（様式第 18 号）
- (2) 条例第 17 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項又は同条第 3 項第 1 号の規定による届出 加入者・心身障害者・年金管理者・年金受給権者・氏名・住所変更届書（様式第 19 号）
- (3) 条例第 17 条第 1 項第 2 号又は同条第 3 項第 2 号の規定による届出 心身障害者・年金受給権者死亡届書（様式第 20 号）
- (4) 条例第 17 条第 3 項第 3 号の規定による届出 年金支給停止事由発生・消滅届書（様式第 21 号）
- (5) 条例第 17 条第 4 項の規定による届出 年金受給権者現況届書（様式第 22 号）

2 前項の規定により書類を提出する場合において、同項第 2 号の届出（氏名の変更に係るものに限る。）にあつては加入証書若しくは口数追加証書又は年金証書（以下「加入証書又は年金証書」という。）及び戸籍の抄本（県の区域内に住所を有する年金受給権者に係るものを除く。）を、心身障害者の死亡に係る同項第 3 号の届出にあつては加入証書又は口数追加証書を、年金受給権者の死亡に係る同号の届出にあつては年金証書及び当該年金受給権者の消除された住民票の写し（県の区域内に住所を有する年金受給権者に係るものを除く。）を、同項第 4 号の届出にあつては当該事由を明らかにすることができる書類を、同項第 5 号の届出にあつては当該年金受給権者の住民票の写し（県の区域内に住所を有する年金受給権者に係るものを除く。）を添えなければならない。

3 第 1 項第 5 号に掲げる書類は、毎年 5 月 31 日までに提出しなければならない。

（加入証書又は年金証書の書換え交付）

第 11 条 知事は、前条第 1 項第 2 号の届出を受理した場合において、その届出が氏名の変更に係るものであるときは、加入証書又は年金証書を書き換えて、これを当該届出をした者に交付するものとする。

（加入証書又は年金証書の再交付）

第 12 条 加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、加入証書又は年金証書を破り、又は汚したときは、加入証書・口数追加証書・年金証書再交付申請書（様式第 23 号）により加入証書又は年金証書の再交付を知事に申請することができる。

2 加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、加入証書又は年金証書を失ったときは、直ちに、加入証書・口数追加証書・年金証書亡失届書（様式第 24 号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前 2 項の規定による申請又は届出があつた場合には、新たに加入証書又は年金

証書を作成し、これを当該申請又は届出をした者に交付するものとする。

- 4 加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、前項の規定による加入証書又は年金証書の交付を受けた後に、失った加入証書又は年金証書を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。